

店舗閉退店規程

(目的)

第1条 本規程は社会環境の変化、店舗運営上の諸問題、不動産各種契約上の諸問題による店舗閉退店業務の取扱いについて定めるものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門はパーソナルトレーニング事業部とし、責任者はパーソナルトレーニング事業部長とする。

(閉退店の検討基準)

第3条 閉退店の検討基準は、別途「店舗閉退店検討基準」に定めるものとする。

(店舗閉退店の検討)

第4条 店舗開発担当者は、「店舗閉退店検討基準」に従い、今後店舗の営業が可能か検討し、移転増床計画との絡みで閉店が妥当であるか等を検討し、パーソナルトレーニング事業部長が取締役会に議案提出する。

(議案提出)

第5条 取締役会は、各部、事業部から提出された閉退店候補店舗に関する議案について、速やかに検討し、閉退店の可否を審議し、承認するものとする。なお、審議に当たり、下記資料を提出するものとする。

(1) 業績不振の場合

- ① 直近の店舗段階利益を示すもの
- ② 閉退店に伴う損失発生見込額

(2) 同一商圏内への移転増床の場合

- ① 直近の店舗段階利益を示すもの
- ② 移転増床計画
- ③ 閉退店に伴う損失発生見込額

(3) その他の場合

- ① 今後の店舗継続が不可能と判断した資料、その他理由を明記した資料
- ② 閉退店に伴う損失発生見込額

(閉退店の交渉)

第6条 パーソナルトレーニング事業部は、第4条の決議に基づき、デベロッパーまたは家主と閉退店の交渉を行う。

(閉退店作業)

第7条 事業部は、閉退店が決議された店舗を各部署に告知し、閉退店の作業を開始する。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施
平成 29 年 7 月 19 日 改定・実施
平成 29 年 11 月 16 日 改定・実施